

平成28年11月15日

事業主様

大阪府電気工事健康保険組合

### マイナンバー取得の取扱いについて

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年1月から健康保険の分野もマイナンバーの取り扱いが開始されます。前月のけんぽニュースでご案内させて頂きました、当組合加入者のマイナンバー取得に関して、以下のように対応しますので、ご了承願います。

#### 1 取得対象者

平成29年1月1日時点及びそれ以降の全加入者

#### 2 取得方法

(1) 平成28年12月31日以前の加入者 ⇒ 住基ネットからの一斉取得

※但し、エラー等により取得できなかった方は、事業主経由で取得

(2) 平成29年1月1日以降の加入者 ⇒ 届出書により取得

#### 3 住基ネットからの一斉取得について

平成29年1月中旬に、取得対象者の4情報(①氏名②生年月日③性別④住所)を基に、住基ネットへ照会し、取得します。

なお、4情報相違により取得できなかった場合は、次のいずれかの方法により取得します。

(1) 事業主を通じて4情報の再確認を行い、補正後、住基ネットへ再照会

(2) 事業主が直接本人から取得し、健康保険組合へ提出

#### 4 事業主から健康保険組合への提出方法

3の(2)の場合は、健康保険組合が作成した、紙またはエクセルデータにより提出していただきます。

#### 5 その他

この方法を取ることで、事業主様の事務負担が軽減されるだけでなく、マイナンバーを直接電子媒体にて正確に取得するメリットがあります。

なお、マイナンバーを含む皆様の大切な個人情報の取扱いについては、万全を期して取扱ってまいります。

加入者向け「マイナンバー(個人番号)について」を2016年秋号の「けんぽだより」及びホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

**【参考】** 「個人番号取得の法的根拠について」(別添)を添付しておりますが、詳細については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」をインターネット等でご覧下さい。